

## 高額療養費制度の70歳以上の方の上限額が変わります

高額療養費は、重い病気などで医療費の自己負担額が高額となった場合に、家計の負担を軽減できるように、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される制度です。

70歳未満の方が「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口(※1)に提示すると、1か月（1日から月末まで）の窓口での支払いが自己負担限度額(※2)までとなります。

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

### 自己負担限度額・・・70歳以上の方の上限額が変わります（平成30年8月診療分から）

平成30年8月診療分からの自己負担限度額は、下表のようになります。（69歳以下の方の上限額に変更ありません。）

70歳未満	所得区分		自己負担限度額：世帯単位・同一月内	
	区分ア（標準報酬月額83万円以上の方）		252,600円+〔医療費(※1)-842,000円〕×1%（多数該当(※2)の場合は140,100円）	
区分イ（標準報酬月額53万～79万円の方）		167,400円+〔医療費(※1)-558,000円〕×1%（多数該当(※2)の場合は93,000円）		
区分ウ（標準報酬月額28万～50万円の方）		80,100円+〔医療費(※1)-267,000円〕×1%（多数該当(※2)の場合は44,400円）		
区分エ（標準報酬月額26万円以下の方）		57,600円（多数該当(※2)の場合は44,400円）		
区分オ（既所得者：被保険者が市区町村民税の非課税者等）		35,400円（多数該当(※2)の場合は24,600円）		
70歳以上 75歳未満	所得区分		個人ごと（外来のみ）	自己負担限度額：世帯単位・同一月内
	現役並み	Ⅲ(※3-1)	252,600円 + (医療費(※1) - 842,000円) × 1%	(多数該当：140,100円)
		Ⅱ(※3-2)	167,400円 + (医療費(※1) - 558,000円) × 1%	(多数該当：93,000円)
		Ⅰ(※3-3)	80,100円 + (医療費(※1) - 267,000円) × 1%	(多数該当：44,400円)
	一般	18,000円(年間上限144万円)	57,600円	(多数該当(※2)の場合は44,400円)
	低所得者Ⅱ(※4)	8,000円		24,600円
	低所得者Ⅰ(※5)			15,000円

(※1) 医療費：総医療費（自己負担割合と給付割合を合計した10割分）のこと

(※2) 多数該当：直近1年間で3か月以上高額療養費に該当した方が、4か月目以降の分を請求する場合

(※3-1) 現役並みⅢ：標準報酬月額83万円以上で高額受給者証の負担割合が3割の方

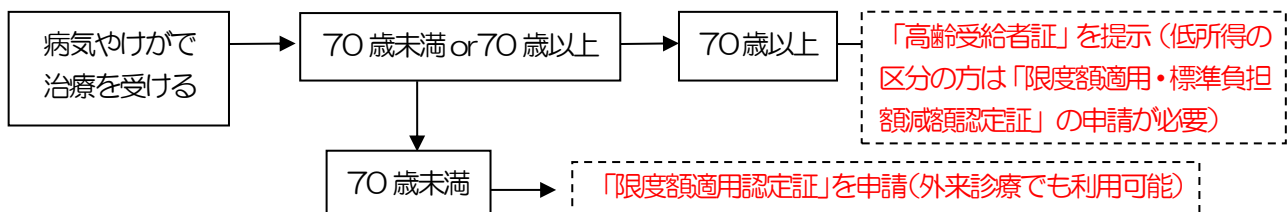
(※3-2) 現役並みⅡ：標準報酬月額53万～79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方

(※3-3) 現役並みⅠ：標準報酬月額28万～50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方

(※4) 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

(※5) 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

### 医療費が高額になり現物給付を受ける場合のチャート図（75歳未満の方）



### 限度額適用認定証

「限度額適用認定証」を医療機関窓口に出すれば、自己負担が一定の限度額を超えたときは、その自己負担限度額だけ支払えばよいこととなります。ただし、差額ベッド代等の保険外自己負担や食事の一部負担金は、対象になりません。

### 70歳以上の外来療養にかかる年間の高額療養費

基準日（7月31日）時点の所得区分が一般所得区分または低所得区分に該当する場合は、計算期間（前年8月1日～7月31日）のうち、一般所得区分または低所得区分であった月の外来療養の自己負担額の合計が144,000円を超えた額が払い戻されます。

※平成29年8月診療分からが対象となります。